

く存在する事柄のほんの一つに過ぎないから。さうしてそれしきの事を重大視する程、世の中の人は閑散ではないから。」と。けれどもそれは正しい人間らしい心の持主の言へることではない。さう言つて侮蔑の色を見せるやうな人も、きつと一度かういふ事件に直面して見ると、愛兒の死をば何物にも代へがたい、悲しく口惜しいものに思ふ時が来るに違ひない。だから、今世の中の人が無頓着でゐたつて、

それに恥ぢることはない。又恥ぢてはならない。私たちは其のありふれた事實の中からも、人生の淋しさに、強く深くぶつかつて見ることが出来るのである。して見ると、謂はゆる小さなことが小さな事でも無い。それは要するに心一つの問題だから……一四、一、三〇

東京保育協会の設立

記

者

昨年來東京府視學横島常三郎氏、東京市視學田中三郎氏等の盡力によつて東京保育協會が愈々設立せられました。會長には文學博士林博太郎伯が推薦せられました。林伯爵は普通の名譽會長とは大に異ひ御多忙にもかゝらず率先保育事業の進展を期せられる筈であります。また林伯爵夫人

は年來保育事業に深き趣味を有せられる方でありますから一層東京保育協會のために御盡力になることゝ思はれます。私は我が國保育事業の進歩發達のために東京保育協會の設立せられたことを衷心より祝賀するものであり同會の益々發展することを國家のため希望して止まないのであり

ます、茲に東京保育協会設立趣意書並に役員更に同會規約を紹介して祝意を表するのであります。

東京保育協会設立趣意書

幼児保育の必要であることは今更申上げるまでもないことであります。けれども、吾國の現状では、これに對して十分の方法が採られてゐません。幼稚園及び託児所の設立、幼児の保育、保姆の待遇及その社會的地位などに關しても、國家は、これに對して十分の保護を加へてはゐないやうに思はれます。これは一方、義務教育の問題があるからであります。が、義務教育が必要であるかぎりその基礎をなす幼児保育は一日も忽せにすべからざるものであります。

ことに近頃の學問は、人間の性格の基調が幼児期において形作られるものであり、教育の方法も、幼児期において最も困難なものであることを教へるやうになりましたので、吾等は從來よりも一層幼児保育に意を用ひなければならぬこととなりました。けれども保育界の現状は、國家の保護のうすきに比例して頗る不振の状態にあるのです。ことに労働者の家庭などには、保護さるべき幼児が、そのまま放棄されてゐるのであります。これは、實に國家のために憂ふべき現象であります。

そこで、吾等有志はこの必要かくべからざる幼児保育を振興し、以つて國家隆昌の基を培はんがために、東京保育協会なるものを設立することにしました。そうしてこれによつて、保育事業の範囲を擴張せしめ、その效果を増大せしめ、併せて、保育に從事するものの資格及び待遇を高めしめ以つて國家百年の基礎を確立する上に貢献いたしたいと思ふのであります。こゝに、大方の賛同を得て、この協会の益々發展せんことを祈る次第であります。

(大正十四年一月廿七日)

東京保育協会役員

幹 副 副 會

會 會

長 長 事

文學博士伯爵
東京府學務課長

幹 事 長

常 常 常 常 常

務 務 務 務 務
横堀丸苦土千田小岸多宇藤近林

島山瓜川葉中向留佐田藤井博
常七惠三ヒ三キ武福利駿太
五チ三郎ヨ藏郎郎デ郎ミ彥哲雄イ輔譽介郎

顧問評議員

東 東 東
京 京 常
市 府
助 市 知
役 長 事

務
吉 和 小 佐 難 佐 小 野 野 野 野 佐 和 吉
田 田 川 岡 藏 井 川 口 波 藤 林 田
村 岡 原 內 田
佐 美 藤 真 國 時 圓 援
忠 是 信 一 太 次 太 次 正 三 义 ケ
勝 十 一 太 次 太 五 八
彦 公 夫 敏 郎 彦 郎 一 郎 郎 郎 香 郎 雄 吾 金 實 イ

東京府内務部長

百濟文輔

百濟文輔

文輔

輔

東京女子高等師範學校校長

茨木清次郎

清次郎

輔

東京雙脣學校校長

小西信郎

信郎

輔

東京女子高等師範學校教授

橋惣三郎

三郎

輔

東京高等師範學校教授

檜崎淺太郎

浅太郎

輔

日本女子大學校教授

麻生正義郎

正義郎

輔

東京府女子師範學校長

龍山義藏郎

义藏郎

輔

東京府青山師範學校長

瀧澤太郎

太郎

輔

東京府豐島師範學校長

井伯爵夫人

伯爵夫人

輔

東京府立開屋宮內次官夫人

林賢人

贤人

輔

(順序不同)

東京保育協會規約

第一條 本會ハ東京府市ニ於ケル保育事業ノ普及發達ヲ圖リ兼ネテ會員ノ修養ヲ獎メ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス

第二條 本會は東京保育協會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ當分東京府女子師範學校ニ置ク

第四條 本會ハ東京府市ニ於ケル保育事業ニ從事スル者及本會ノ事業ヲ贊スル者ヲ以テ通常會員トス

第五條 本會ノ事業ノ大要左ノ如シ

一、保育事業ニ關スル協議

二、研究調査及發表

三、講演講習及視察

四、其他本會ノ目的ヲ達スル爲必要ト認ムル事業

第六條 本會ハ保育事業ニ功勞アリト認ムル者又ハ德望家ニシテ本會ノ事業ヲ贊助スルモノヲ推シテ委員トス

第七條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ推薦ス

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ顧問委員及ヒ會員中ヨリ之ヲ總會ニ於テ選舉ス

任期ハ會長並ニ副會長ヲ五ヶ年トス幹事長幹事ノ任期ハ三ヶ年トス評議員ノ任期ハ二ヶ年トス
會長 一名

副會長 二名

幹事長 一名 (幹事中ヨリ互選ス)

幹事 若干名 (幹事中ヨリ常務幹事六名ヲ互選ス)

評議員 若干名

但會長ハ必要ニ應ジテ委員ヲ囑託スルコトヲ得

第九條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク

但臨時開會スルコトアルベシ

第十條 通常會員ノ會費ハ年額六拾錢トシ四、十月ノ一期ニ分納スルコトヲ得

但會費トシテ一時ニ金拾圓ヲ全納シタル者ニ對シテハ爾後會費ヲ徵收セズ

第十一條 本會ノ經費ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 本會ノ豫算及決算ハ評議員會ノ決議承認ヲ經テ毎年之ヲ總會ニ報告スルモノトス

第十三條 本會ノ會計年度ハ四月ヨリ始マリ翌年三月ヲ以テ終リトス

第十四條 本會ニ入會セントスル者ハ其ノ住所、職、氏名、生年月日ヲ記載シ其旨申込ムモノトス（退會セントスルトキ
亦同ジ）

第十五條 本會ノ規約變更ハ總會ノ決議ヲ經ルモノトス

重心を應用した玩具の作り方

藤 五 代 築

凡ての物體に働く地球の引力は、實際其の物體の各部に
働くものなれども、それ等の引力の合力が働くと見られる

一定點がある、其の點は物體を如何なる位置に置いても變
りなきものである、此の特別の一定點を其の物の重心と名
づける。

一 猪次郎兵衛

猪次郎兵衛を作るには、豌豆と竹籤と喰切とを用意せね
ばならぬ、先づ少し許りの豆豌を六七時間清水に投じ、之
を笊に揚げると充分に膨らんで自在に竹籤が刺せるやうに